

第 2 部 事件の統計

- (1) 裁判所の事件は、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件、医療観察事件の 5 種に区分される。
- (2) 民事事件は、民事訴訟事件と行政訴訟事件の訴訟事件と、民事調停事件その他の非訟事件に区分される。

民事訴訟事件は、民事通常訴訟事件とそれ以外の訴訟事件（人事訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、少額訴訟事件）に区分される。なお、人事訴訟事件は、平成 16 年 4 月 1 日以降、家庭裁判所の管轄に属する。

行政訴訟事件は、公法上の法律関係に関する訴訟事件であり、地方裁判所を第一審とするものと、高等裁判所を第一審とするものに区分される。

- (3) 刑事事件は、刑事訴訟事件と訴訟事件以外の事件に区分される。

刑事訴訟事件は、最高裁においては上告、非常上告及び再審事件を、高裁においては控訴、特別権限の第一審及び再審事件を、地裁においては通常第一審（裁判員裁判対象事件を含む）及び再審事件を、簡裁においては通常第一審、略式及び再審事件をいう。

訴訟事件以外の事件には、最高裁においては再審請求、上告受理申立て、特別抗告及び刑事雑事件などが、高裁においては再審請求、抗告及び刑事雑事件などが、地裁においては再審請求、起訴強制、刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件（令状事件を含む）などが、簡裁においては再審請求及び刑事雑事件（令状事件を含む）などが、それぞれ含まれる。

- (4) 家事事件は、家事審判事件、家事調停事件及びその他の事件に区分される。
- (5) 少年事件は、少年保護事件とそれ以外の事件（例えば、収容継続申請事件、戻し収容申請事件、保護処分取消事件、施設送致申請事件、収容決定申請事件）に区分される。

少年保護事件は、一般保護事件及び道路交通保護事件（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）に区分される。

- (6) 医療観察事件（平成 17 年 7 月 15 日施行）は、入院又は通院処遇事件、退院又は入院継続処遇事件、処遇の終了又は通院期間の延長処遇事件及び再入院等処遇事件に区分される。
- (7) 百分比を示した数値については四捨五入しているため、その内訳の合計が 100 と一致しない場合がある。
- (8) 掲載されている統計数値は、令和 7 年 5 月末時点での報告に基づき集計したものである。